

令和 8 年度こども政策推進事業費補助金（地域こども政策推進事業）交付要綱

(通則)

第 1 条 こども政策推進事業費補助金(地域こども政策推進事業)(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。)及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則(令和 5 年内閣府令第 41 号)の定めによるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 こども・子育て支援については、地方公共団体間の財政力の相違により、支援の内容や規模に大きな差が生じており、単に居住地等が要因となり、合理的な理由なく、子育て家庭や児童福祉関係の従事者等が受けられる支援の差異が大きくなっている。こうした課題への対応では、都道府県の広域調整機能のほか、連携中枢都市圏や定住自立圏の取組を活用して、地域における施策の優先順位を検討した上で、一定の平準化を図ることが効率的・効果的である。このため、この補助金は、財政力指数(地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)第 14 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で、事業年度の前々年度より過去 3 年度内の各年度に係るものを合算したものの 3 分の 1 の数値をいう。)が 1.0 未満の都道府県、「連携中枢都市圏構想推進要綱」(平成 26 年 8 月 25 日付総行市第 200 号)の第 3 に規定する連携中枢都市及び「定住自立圏構想推進要綱」(平成 20 年 12 月 26 日付総行市第 39 号)の第 3 に規定する中心市(以下「都道府県等」という。)が行う域内の財政力が低い市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。)のこども・子育て施策を計画的・継続的に補助する取組等を支援することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第 3 条 こども家庭庁長官は、「令和 8 年度こども政策推進事業費補助金(地域こども政策推進事業)の実施について」(令和 8 年 7 月 27 日付こ総政第 261 号こども家庭庁長官通知)の別紙「令和 8 年度こども政策推進事業費補助金(地域こども政策推進事業)実施要領」別記により都道府県等が行う事業(以下「補助事業」という。)を実施するために必要な経費(以下「総事業費」という。)のうち、補助金の交付の対象としてこども家庭庁長官が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 2 補助対象経費の区分、基準額、対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。
- 3 補助金の額は、次に掲げるものを比較して少ない方の額とする。ただし、算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(ア) 第 2 欄に定める基準額

(イ) 第 3 欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第 4 欄の補助率を乗じて得た額

(申請手続)

第 4 条 都道府県等の長は、補助金の交付を受けようとするときは、別途定める日までに、別紙様式第 1 による交付申請書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額及び当該額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た額の合算額に補助率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第 5 条 こども家庭庁長官は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別紙様式第 2 による交付決定通知書を都道府県等の長に送付するものとする。

(申請の取下げ)

第 6 条 都道府県等の長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内に、その旨を記載した書面をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(契約等)

第 7 条 都道府県等の長は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。

ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(変更申請手続)

第 8 条 都道府県等の長は、交付決定後に申請の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ別紙様式第 3 による変更交付申請書をこども家庭庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。

2 こども家庭庁長官は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 都道府県等の長は、補助事業を中止又は廃止する場合は、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第10条 都道府県等の長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにこども家庭庁長官に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 都道府県等の長は、補助事業の遂行及び支出状況についてこども家庭庁長官の要求があったときは、速やかに別紙様式第4による事業状況報告書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 都道府県等の長は、補助事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日（第9条により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日）又は令和9年4月9日のいずれか早い日までに、別紙様式第5による事業実績報告書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 こども家庭庁長官は、前条の提出を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別紙様式第6により都道府県等の長に確定の通知を行うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 都道府県等の長は、前条の規定に基づく交付対象事業等に係る補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第7により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

2 こども家庭庁長官は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還については、前条第3項の規定を準用する。

(補助金の支払)

第 15 条 補助金は、第 13 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

ただし、真に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 都道府県等の長は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、別紙様式第 8 による概算払請求書をこども家庭庁長官に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 こども家庭庁長官は、第 9 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 5 条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 都道府県等の長が、法令、この要綱又はこれらに基づくこども家庭庁長官の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 都道府県等の長が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 都道府県等の長が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 こども家庭庁長官は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の管理等)

第 17 条 都道府県等の長は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 18 条 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の規定により、こども家庭庁長官が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、こども家庭庁長官が定める期間とする。

- 3 都道府県等の長は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（補助金の経理）

第19条 都道府県等の長は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 都道府県等の長は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補助金調書）

第20条 都道府県等の長は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上額を明らかにする別紙様式第9による調書を作成しておかなければならない。

(別表)

補助対象経費の区分及び補助率

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
地域こども政策 推進事業	200,000 千円	地域こども政策推進事業に必要な諸謝金、報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費等	1／2